

白川町子育て応援給付金等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町規則第 18 号

白川町子育て応援給付金等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

白川町子育て応援給付金等の支給に関する条例施行規則（令和 2 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給付金等の区分並びに金額及び種別） 第 3 条 条例第 3 条に規定する給付金等の区分並びに金額及び種別は、次のとおりとする。 (1) 出産祝金 ア 第 1 子及び第 2 子 10,000 円分の行政ポイント（白川町行政ポイント事業実施要綱（令和 7 年白川町訓令甲第 2 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 号で規定するポイントをいう。以下同じ。）の付与 イ 第 3 子以降 当該出生児を名義とする 100,000 円の定期預金証書 (2) （略） (3) 子育て応援給付金 ア 満 1 歳を迎える年 現金 50,000 円の支給又は 52,500 円分の行政ポイントの付与 イ 小学校入学の年 現金 50,000 円の支給又は 52,500 円分の行政ポイントの付与 ウ 中学校入学の年 現金 100,000	（給付金等の区分並びに金額及び種別） 第 3 条 条例第 3 条に規定する給付金等の区分並びに金額及び種別は、次のとおりとする。 (1) 出産祝金 ア 第 1 子及び第 2 子 10,000 円 白川町地域振興券 イ 第 3 子以降 100,000 円 当該出生児を名義とする定期預金証書 (2) （略） (3) 子育て応援給付金 ア 満 1 歳を迎える年 50,000 円 白川町地域振興券 イ 小学校入学の年 50,000 円 白川町地域振興券 ウ 中学校入学の年 100,000

改正後	改正前
<u>00円の支給又は105,000円分の行政ポイントの付与</u> (支給の申請) 第4条 <u>出産祝金</u> _____の支給を受けようとする者 _____は、<u>白川町出産祝金支給申請書</u>により申請するものとする。 (1) _____ _____ (2) _____ _____ 2 <u>町長は、子育て応援給付金の支給予定者（支給対象者のうち出産祝金を支給した者。該当者がいないときはその他の支給対象者。）に対し、申請期限の1月上前に申請に必要な書類を送付し、申請できる旨を通知するものとする。</u> 3 <u>子育て応援給付金の支給を受けようとする者は、白川町子育て応援給付金支給申請書により申請するものとする。</u> (宣誓書の添付) 第5条 <u>前条第1項又は第3項の申請をしようとする者は、第2条第1項に規定する者であることを示すため、白川町出産祝金・子育て応援給付金申請宣誓書_____を申請書に添付しなければならない。</u> (決定通知) 第6条 町長は、第4条に規定する申請書の提出があったときは、条例第5条の規定により支給の可否を決定し、<u>白川町出産祝金・子育て応援給付金支給決定通知書</u>により申請者に通知するものとする。	<u>円 白川町地域振興券</u> _____ (支給の申請) 第4条 <u>前条第1号イ及び第3号の規定による給付金等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める申請書により申請するものとする。</u> (1) <u>前条第1号イに規定する出産祝金 白川町出産祝金支給申請書（様式第1号）</u> (2) <u>前条第3号に規定する子育て応援給付金 白川町子育て応援給付金支給申請書（様式第2号）</u> (宣誓書の添付) 第5条 前条_____の申請をしようとする者は、第2条第1項の規定により_____、白川町出産祝金・子育て応援給付金申請宣誓書<u>（様式第3号）</u>を申請書に添付しなければならない。 (決定通知) 第6条 町長は、第4条に規定する申請書の提出があったときは、条例第5条の規定により支給の可否を決定し、<u>次の各号に定める通知書</u>_____により申請者に通知するものとする。

改正後	改正前
(1) _____ _____ _____ (2) _____ _____ _____ <u>(支給の方法)</u> <u>第7条</u> 町長は、子育て応援給付金を現金で支給する場合は、申請のあった金融機関の口座に振り込むものとする。 <u>2</u> 町長は、子育て応援給付金を行政ポイントで付与する場合は、申請者本人のしらかカード（要綱第2条第2号で規定するカードをいう。）に付与するものとする。 (台帳の整備) <u>第8条</u> 町長は、白川町出産祝金支給台帳_____及び白川町子育て応援給付金支給台帳（満1歳・小学校入学前・中学校入学前）_____を作成し、整備しておくものとする。 (委任) <u>第9条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、町長が別に定める。	(1) <u>第3条第1号イに規定する出産祝金</u> <u>白川町出産祝金決定通知書（様式第4号）</u> (2) <u>第3条第3号に規定する子育て応援給付金</u> <u>白川町子育て応援給付金決定通知書（様式第5号）</u> (台帳の整備) <u>第7条</u> 町長は、白川町出産祝金支給台帳<u>（様式第6号）</u>及び白川町子育て応援給付金支給台帳（満1歳・小学校入学前・中学校入学前）<u>（様式第7号）</u>を作成し、整備しておくものとする。 (委任) <u>第8条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項_____は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。